

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布（第 2 1 7 回通常国会）され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

2 改正の概要

- （１） 国民健康保険税の医療分における課税限度額を現行の 6 5 万円から 6 6 万円に引き上げます。

【第 2 条第 2 項関係】

- （２） 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における課税限度額を現行の 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げます。

【第 2 条第 3 項関係】

- （３） 国民健康保険税の減額規定において、医療分の課税限度額を現行の 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の 2 4 万円から 2 6 万円にそれぞれ引き上げます。

【第 2 3 条第 1 項関係】

- （４） 国民健康保険税の減額規定において、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乘ずべき金額を現行の 2 9 万 5 千円から 3 0 万 5 千円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第 2 3 条第 1 項第 2 号関係】

- (5) 国民健康保険税の減額規定において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乗すべき金額を現行の54万5千円から56万円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第23条第1項第3号関係】

- (6) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 この改正による税収の影響

- (1) 課税限度額の引き上げにより影響を受ける世帯は128世帯で、医療分は約126万円、また、後期高齢者支援金分は、約237万円の増額をそれぞれ見込んでいます。
- (2) 5割軽減の範囲の拡充により新たに軽減世帯となる世帯は51世帯で、約235万円の減額、また、2割軽減の範囲の拡充により新たに軽減世帯となる世帯は2世帯で、約10万円の減額をそれぞれ見込んでいます。
- (3) 上記影響額については、令和7年3月31日現在で、令和6年分所得により試算をしており、課税限度額の引き上げ、軽減範囲の拡充を合わせて、国民健康保険税全体で課税額は、約118万円の増額となる試算をしております。